

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
景観法（平成16年法律第110号） 第22条及び第31条	景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可	景観政策課

- 1 標準処理期間は、60日とする。
- 2 景観重要建造物の現状変更の規制は景観法第22条第一項、景観重要樹木の現状変更の規制は景観法第31条第一項に定めることによる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。